

第 3 期 大 分 県 が ん 対 策 推 進 計 画 の 策 定 方 針 に つ い て

平 成 2 9 年 9 月 7 日

大 分 県 福 祉 保 健 部 健 康 づ く り 支 援 課

次期大分県がん対策推進計画 骨子（案）-国と県の比較表-

次期国計画	次期県計画(案)	現行県計画
<p>はじめに</p> <p>第1 全体目標</p> <p>1. 科学的根拠に基づくがん予防・がん検診の充実</p> <p>2. 患者本位のがん医療の実現</p> <p>3. 尊厳を持って安心して暮らせる社会の構築</p> <p>第2 分野別施策と個別目標</p> <p>1. 科学的根拠に基づくがん予防・がん検診の充実</p> <p>(1) がんの1次予防*</p> <p>(2) がんの早期発見、がん検診(2次予防)</p> <p>2. 患者本位のがん医療の実現</p> <p>(1) <u>がんゲノム医療</u>*</p> <p>(2) <u>がんの手術療法、放射線療法、薬物療法、免疫療法の充実</u></p> <p>(3) チーム医療の推進</p> <p>(4) <u>がんのリハビリテーション</u></p> <p>(5) <u>支持療法の推進</u></p> <p>(6) <u>希少がん、難治性がん対策(それぞれのがんの特性に応じた対策)</u>*</p> <p>(7) <u>小児がん、AYA世代のがん、高齢者のがん対策</u></p> <p>(8) <u>病理診断</u></p> <p>(9) <u>がん登録</u></p> <p>(10) <u>医薬品・医療機器の早期開発・承認等に向けた取組</u></p> <p>3. 尊厳を持って安心して暮らせる社会の構築</p> <p>(1) <u>がんと診断された時からの緩和ケアの推進</u>*</p> <p>(2) 相談支援、情報提供</p> <p>(3) 社会連携に基づくがん対策・がん患者支援</p> <p>(4) <u>がん患者等の就労を含めた社会的な問題(サバイバーシップ支援)</u>*</p> <p>(5) <u>ライフステージに応じたがん対策</u></p> <p>4. これらを支える基盤の整備</p> <p>(1) <u>がん研究</u>*</p> <p>(2) 人材育成</p> <p>(3) <u>がん教育、がんに関する知識の普及啓発</u></p> <p>第3 がん対策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項</p> <p>1. 関係者等の連携協力の更なる強化</p> <p>2. 都道府県による計画の策定</p> <p>3. <u>がん患者を含めた国民の努力</u></p> <p>4. 患者団体等との協力</p> <p>5. <u>必要な財政措置の実施と予算の効率化・重点化</u></p> <p>6. <u>目標の達成状況の把握</u></p> <p>7. <u>基本計画の見直し</u></p>	<p>第1章 計画策定に当たって</p> <p>1. 計画策定の趣旨</p> <p>2. 計画の位置づけ</p> <p>3. 計画の期間</p> <p>4. 県民の視点に立ったがん対策の実施</p> <p>第2章 大分県の現状と課題</p> <p>1. 死因別死亡</p> <p>2. がんの年齢別、部位別死亡</p> <p>3. がんの年齢調整死亡率</p> <p>4. がん検診受診率</p> <p>第3章 前回計画の評価</p> <p>第4章 全体目標</p> <p>1. 科学的根拠に基づくがん予防・がん検診の充実</p> <p>2. 患者本位のがん医療の実現</p> <p>3. 尊厳を持って安心して暮らせる社会の構築</p> <p>第5章 分野別施策と個別目標 (アクションプラン記載事項について、ここで記載予定)</p> <p>1. 科学的根拠に基づくがん予防・がん検診の充実</p> <p>(1) がんの1次予防</p> <p>① 喫煙対策</p> <p>② 食生活、運動等の生活習慣の改善等</p> <p>③ 感染に起因するがんの予防</p> <p>(2) がんの早期発見、がん検診(2次予防)</p> <p>① がん検診受診率及び精度の向上</p> <p>2. 患者本位のがん医療の実現 (国の施策をそれぞれまとめて記載予定)</p> <p>(1) がんの各治療法の充実(手術療法、放射線療法、薬物療法、免疫療法)、がんゲノム医療への対応</p> <p>(2) チーム医療の推進、患者の生活の質向上のための医療の提供(がんのリハビリテーション、支持療法の推進)</p> <p>(3) それぞれのがんの特性や世代に応じた対策(希少がん、難治性がん対策、小児がん、AYA世代のがん、高齢者のがん対策)</p> <p>(4) 病理診断</p> <p>(5) がん登録</p> <p>3. 尊厳を持って安心して暮らせる社会の構築</p> <p>(1) <u>がんと診断された時からの緩和ケアの推進</u></p> <p>(2) 相談支援、情報提供</p> <p>(3) 社会連携に基づくがん対策・がん患者支援</p> <p>(4) <u>がん患者等の就労を含めた社会的な問題(サバイバーシップ支援)</u></p> <p>(5) <u>ライフステージに応じたがん対策</u></p> <p>4. これらを支える基盤の整備</p> <p>(1) 人材育成</p> <p>(2) <u>がん教育、がんに関する知識の普及啓発</u></p> <p>第6章 がん対策を推進するための役割</p> <p>1. 県民の役割</p> <p>2. 医療機関の役割</p> <p>(1) 医療機関</p> <p>(2) 検診機関</p> <p>(3) 事業主、健康保険組合等</p> <p>3. 行政の役割</p> <p>(1) 県</p> <p>(2) 市町村</p>	<p>第1章 計画策定に当たって</p> <p>1. 計画策定の趣旨</p> <p>2. 計画の位置づけ</p> <p>3. 計画の期間</p> <p>4. 県民の視点に立ったがん対策の実施</p> <p>第2章 大分県の現状と課題</p> <p>1. 死因別死亡</p> <p>2. がんの年齢別、部位別死亡</p> <p>3. がんの年齢調整死亡率</p> <p>4. がん検診受診率</p> <p>第3章 全体目標と分野別施策</p> <p>1. 目標及びその達成時期</p> <p>2. 全体目標</p> <p>(1) がんによる死亡者の減少</p> <p>(2) 全てのがん患者及びその家族の苦痛並びに療養生活の質の維持向上</p> <p>(3) がんになっても安心して暮らせる社会の構築</p> <p>3. 分野別施策</p> <p>(1) がん医療の充実</p> <p>(ア) 手術療法、放射線療法、化学療法の更なる推進とチーム医療の推進</p> <p>(イ) がんと診断されたときからの緩和ケアの推進</p> <p>(ウ) 地域の医療・介護サービス提供体制の構築</p> <p>(2) がん患者の療養生活と就労の両立に向けた相談支援</p> <p>(3) がん登録</p> <p>(4) がんの予防</p> <p>(5) がんの早期発見</p> <p>(6) 小児がん医療の充実と長期的支援</p> <p>第4章 がん対策を推進するための役割</p> <p>1. 県民の役割</p> <p>2. 医療機関の役割</p> <p>(1) 医療機関</p> <p>(2) 検診機関</p> <p>(3) 事業主、健康保険組合等</p> <p>3. 行政の役割</p> <p>(1) 県</p> <p>(2) 市町村</p> <p>資料</p>

下線：国現行計画からの変更箇所

下線：県現行計画からの変更箇所

*：当初、「重点的に取り組むべき分野」とされていたが、そのように表記しなくなったもの

留意事項

○基本計画の見直しについて、別途項目立てする必要があるか。 ○年齢調整死亡率を目標として残すか。

第3期がん対策推進基本計画案(案)(概要)

第1 全体目標

「がん患者を含めた国民が、がんを知り、がんの克服を目指す。」

①科学的根拠に基づくがん予防・がん検診の充実 ②患者本位のがん医療の実現 ③尊厳を持って安心して暮らせる社会の構築

第2 分野別施策

1. がん予防

- (1)がんの1次予防
- (2)がんの早期発見、がん検診
(2次予防)

2. がん医療の充実

- (1)がんゲノム医療
- (2)がんの手術療法、放射線療法、薬物療法、免疫療法
- (3)チーム医療
- (4)がんのリハビリテーション
- (5)支持療法
- (6)希少がん、難治性がん
(それぞれのがんの特性に応じた対策)
- (7)小児がん、AYA世代のがん、高齢者のがん
- (8)病理診断
- (9)がん登録
- (10)医薬品・医療機器の早期開発・承認等に向けた取組

3. がんとの共生

- (1)がんと診断された時からの緩和ケア
- (2)相談支援、情報提供
- (3)社会連携に基づくがん対策・がん患者支援
- (4)がん患者等の就労を含めた社会的な問題
- (5)ライフステージに応じたがん対策

4. これらを支える基盤の整備

- (1)がん研究
- (2)人材育成
- (3)がん教育、普及啓発

第3 がん対策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

- 1. 関係者等の連携協力の更なる強化
- 2. 都道府県による計画の策定
- 3. がん患者を含めた国民の努力
- 4. 患者団体等との協力
- 5. 必要な財政措置の実施と予算の効率化・重点化
- 6. 目標の達成状況の把握
- 7. 基本計画の見直し